

第6次村山市総合計画等策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月

村 山 市

## 1 基本的事項

村山市では、平成 27 年度からの 10 年間を計画期間とする「第 5 次村山市総合計画」に基づき、「次の世代に引き継ぐ魅力ある村山市を創る」を基本理念としてまちづくりを進めてきたが、現計画は令和 6 年度で計画期間の終了を迎える。

また、令和 2 年度からの 5 年間を計画期間とする「村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標および施策を位置付けたものであるが、現戦略についても令和 6 年度で計画期間の終了を迎える。

このことから、令和 7 年度以降の本市が目指す将来像を描き、その実現のための行政運営の指針を示すため、令和 6 年度中に次期総合計画を策定することとなるが、策定にあたっては、より戦略的かつ実効性の高い計画を策定するため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を包含した総合計画（以下、「総合計画等」という。）の策定を予定している。

## 2 目的

総合計画等を策定するにあたっては、現計画および戦略の検証結果を踏まえ、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題の整理、幅広い市民意見の取り入れ、SDG s 等新しい指標の導入など、多くのデータ収集や多様な分析を行う必要がある。

この要領は、第 6 次村山市総合計画等策定支援業務を委託するにあたり、必要な知見や技術、経験等を有する契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル方式による募集について必要な事項を定めるものである。

## 3 業務概要

### (1) 業務名

第 6 次村山市総合計画等策定支援業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容

別紙「第 6 次村山市総合計画等策定支援業務仕様書」のとおり。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### (4) 提案上限額

6, 700, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのもの。

※最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定する。

#### 4 スケジュール

項目	日程・期限等
公告（公募開始）	令和6年2月 1日（木）
質問の受付期限	令和6年2月15日（木） 午後5時まで（必着）
質問の回答期限	令和6年2月20日（火） 市ホームページで回答
参加申込書の提出期限	令和6年2月26日（月） 午後5時まで（必着）
参加資格審査結果の通知	令和6年2月29日（木）
企画提案書の提出期限	令和6年3月 8日（金） 午後5時まで（必着）
プレゼンテーションの実施	令和6年3月15日（金） （予定）
審査結果の通知	令和6年3月下旬 （予定）

#### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和5年度村山市競争入札等参加資格審査の申請をしており、受理されていること。ただし、当該登録されていない者であっても、プロポーザル参加申込兼資格確認申請書を提出し、事務局で参加資格を有する者と判断した者のうち、令和6年度村山市競争入札等参加資格審査を申請し、受理された場合は参加資格を有する者とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市から入札に係る指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）の清算開始または破産法（平成16年法律第75号）の破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 市税および国税について滞納がないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員およびそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 直近5年以内（令和元年度から令和5年度まで）に、地方公共団体に対し、同種・類似の業務を行った実績があること。

## 6 参加申込方法等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うものとする。

### (1) 提出書類（提出部数は各1部）

- ア．プロポーザル参加申込兼資格確認申請書【様式1】
- イ．業務実績確認書【様式2】
- ウ．業務実施体制表【様式3】
- エ．誓約書【様式4】
- オ．会社の事業内容がわかるもの【任意様式】※パンフレット等でも可

### (2) 提出方法

持参または郵送（特定記録郵便等）により提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日（土日、祝日等の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限まで到着したものとする。

### (3) 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月26日（月）午後5時まで（必着）

### (4) 提出先

「14 事務局」に提出すること。

### (5) その他

本プロポーザル参加資格の確認については、提出された書類により審査し、結果については審査後速やかに文書で通知するものとする。

## 7 質問受付及び回答

### (1) 提出書類

質問書【様式5】に、質問箇所および内容を分かりやすく記載すること。

### (2) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信後、必ず電話にて着信の確認をすること。

### (3) 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）午後5時まで（必着）

### (4) 提出先

「14 事務局」に提出すること。

### (5) 回答方法

提出されたすべての質問とその回答を、令和6年2月20日（火）午後5時までに市ホームページに公表する。

※質問のあった事業者名については公表しない。

## 8 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

なお、本市から本プロポーザルへの参加資格を有することを認められていない者からの提出は受け付けられないものとする。

### (1) 提出書類

ア. 企画提案書等提出書【様式6】

イ. 企画提案書【任意様式】

①仕様書等内容を踏まえ、「村山市総合計画等策定支援業務に係る公募型プロポーザル評価基準書」の「5評価基準(1)企画提案書に基づく評価」に記載された分類および評価項目を網羅する提案内容とし、評価項目に沿って記載すること。

②1参加者につき1提案とすること。

③企画提案書の様式はA4判縦置き、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上で、表紙を除いて40ページ以内、両面印刷とすること。なお、A3判の資料を挿入する場合は片面印刷(ゼット折)とし、A4判2ページ分とカウントする。

ウ. 見積書【様式7】

### (2) 提出部数

「ア. 企画提案書等提出書【様式6】」から「ウ. 見積書【様式7】」までの順で製本し、インデックスを付け、簡易なA4判ファイルで提出すること。

・正本 1部(代表者印押印のもの)

・副本 6部(正本の写し。ただし、正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること)

### (3) 提出方法

持参または郵送(特定記録郵便等)により提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日(土日、祝日等の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

### (4) 受付期間

参加資格通知日から令和6年3月8日(金)午後5時まで(必着)

※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

### (5) 提出先

「14 事務局」に提出すること。

## 9 選定方法

### (1) 契約候補者の選定方法

本契約候補者の選定は、「第6次村山市総合計画等策定支援業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)によるプレゼンテーション審査を実施した上で、別紙「第6次村山市総合計画等支援業務に係る公募型プロポーザル評価基準書」に基

づき総合的に評価を行う。

評価の最上位にある者を契約候補者とし、次に高い者を次点の候補者として選定するが、合計点の同じ者が複数いる場合は、「企画提案書に基づく評価」のうち、評価項目「業務実施方針および手法」の評価が高い候補者を上位とする。「業務実施方針および手法」の評価も同じ場合は、くじ引きにより上位者を決定する。

ただし、合計点が最上位の者であっても、仕様書に沿わない場合や合計点が全体の60%未満の場合は、契約候補者に選定しないものとする。

## (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の日時等については、以下のとおりとする。

### ア. 日時

令和6年3月15日（金）※予定

### イ. 会場

村山市役所 農村環境改善センター 小集会室 ※予定

### ウ. 実施概要

- ①プレゼンテーション審査の参加者は、企画提案書等提出書【様式6】に記載された者とし、本業務の管理責任者を含むものとする。
- ②1提案事業者の持ち時間は30分以内（セッティングおよび撤去等に関する時間を除く）とし、その内容は以下のとおりとする。
  - ・プレゼンテーション 20分以内
  - ・質疑応答 10分以内
- ③プレゼンテーション審査には、「14 事務局」に提出した企画提案書等を資料として用いることとし、追加提案や追加資料の配布は認めないものとする。ただし、提出した企画提案書等の内容を説明する資料の使用は可とする。
- ④プレゼンテーション審査に必要な機器（パソコン等）は提案者が準備することとし、その他投影に必要な大型モニター（55インチ）およびHDMI端子ケーブルは本市が準備したものを使用することができる（あらかじめ必要な機材を報告すること）。

## (3) 選定結果

選定結果は、プレゼンテーション審査の参加者に対し、自己の結果のみを1週間以内に文書等により通知する。

## (4) 留意事項

審査結果に対する異議は一切認めない。

## 10 参加の辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに「14 事務局」に電話連絡の上、「プロポーザル参加辞退届【様式8】」を持参または郵送にて提出すること。なお、電子メールでの提出は不可とする。

## 11 失格事項

企画提案書等を提出した参加者または提出された提案書が、次に掲げる失格事項等に該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出された書類の提出方法、提出先および提出期限に適合しない場合
- (2) 参加資格要件を欠く場合
- (3) 見積価格が提案上限額を超えて提案を行った場合
- (4) 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 提案書提出要件等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- (6) その他、社会通念に照らし、失格にあたる事項があると認められる場合

## 12 契約候補者との協議および契約

契約候補者との契約については、提案された契約内容を基本とするが、細部について本市と協議し、「3（4）提案上限額」内で業務内容および契約金額を決定したうえで契約を行うものとする。なお、契約については、契約候補者との協議が整った時点で、指名審査会の審査を経て随意契約を締結するものとする。

## 13 その他

その他留意事項については、以下のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容および条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成および提出等にかかる経費（交通費等を含む。）など、本プロポーザルへの参加に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正および変更は認めない。
- (4) 企画提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。
- (5) 電子メール等の通信事故および書類等の郵送途中の事故（配達遅延等を含む。）については、本市はいかなる責任も負わない。
- (6) 本プロポーザルに係る企画提案書等の情報公開請求があった場合は、村山市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 14 事務局

村山市政策推進課

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

電話：0237-55-2111（代表）

メールアドレス：[seisaku@city.murayama.lg.jp](mailto:seisaku@city.murayama.lg.jp)